

(公財)日本自転車競技連盟・2027UCI コンチネンタル・チームおよび UCI 女子コンチネンタル・チーム登録基準

定義

(公財)日本自転車競技連盟登録の UCI コンチネンタル・チームおよび UCI 女子コンチネンタル・チームは、所属競技者の過半数の国籍は日本国籍でなければならない。(公財)日本自転車競技連盟により国際カレンダーに登録された競技大会への参加を認められライセンスを与えられ、UCI に登録される、ロード競技者のチームである。

チームの登録期間

UCI 規則に従い、2025 年の UCI コンチネンタル・チームおよび UCI 女子コンチネンタル・チームの登録期間は 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日とする。

登録チーム数

UCI 規則に従い、本連盟登録の UCI コンチネンタル・チームは最多 15 チームとする。

チームの構成

UCI コンチネンタル・チームに所属する競技者は、男子エリートおよび/または U23 カテゴリのプロフェッショナルまたはアマチュア競技者とする。UCI 女子コンチネンタル・チームに所属する競技者は、女子エリート・カテゴリのプロフェッショナルまたはアマチュア競技者とする。競技者数は、UCI コンチネンタル・チームにおいては最少 10 名、最多 16 名とする。UCI 女子コンチネンタル・チームにおいては最少 8 名、最多 16 名とする。本連盟に登録するチームの競技者の国籍のうち、日本国籍者が最も多くなければならない。

(公財)日本自転車競技連盟の承認により、UCI コンチネンタル(女子)チームはロード以外の耐久系自転車競技種目(シクロクロス、マウンテンバイク:クロスカンтриー、トラック:ポイントレース、スクラッチ、パーシュート、オムニアム)を専門とする 4 名までの追加競技者を含むことができる。ただしこれら競技者は、最新の UCI 個人ランキングにおいて 150 位(女子チームも 150 位)以内であることを条件とする。

チームの区分

チームの構成において過半数がプロフェッショナルの場合、国内におけるコンチネンタル・チームとします。

また、この基準を満たさない場合、これをデヴェロップメントコンチネンタル・チームとします。

プロフェッショナルチームはプロチームとしての活動を行い、更に上位のカテゴリー登録を目指すチームを指し、その活動においてプロ若しくはプロフェッショナルを名乗ることが認められます。

デヴェロップメントコンチネンタル・チームは活動を通じ、国際的に活躍出来る選手の輩出を目指すチームを指し、その活動においてプロ若しくはプロフェッショナルを名乗ることが認められません。また、デヴェロップメントコンチネンタル・チームは5名以上の25才以下の選手を登録させ、25才以下の選手を積極的にレースに参加させるものとします。

プロフェッショナル選手

プロフェッショナルの基準は年俸に換算して240万円以上とする。

但し、各チーム、各選手はUCIの設定するプロフェッショナル契約の基準を目指すものとする。

契約期間

コンチネンタル・チームと競技者間の契約:契約期間は、2027年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日とする。

契約の形態

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ① コンチネンタル・チームと被雇用競技者間の契約 | ④ コンチネンタル・チームと被雇用スタッフ間の契約 |
| ② コンチネンタル・チームと自営競技者間の契約 | ⑤ コンチネンタル・チームと自営スタッフ間の契約 |
| ③ コンチネンタル・チームと特別枠専門競技者間の契約 | |

被雇用者とは、チームのための仕事に対してチームから給料(年俸、年俸の分割払いも含む)を支払われる者をさす。自営とは、雇用関係はないが、チームのための仕事に対する謝金、経費の償還を受ける者をさす。

移籍

- 【移籍】 シーズン中、6 月 1 日から 7 月 15 日の期間を除き、UCI チームに登録している競技者は移籍できない。
※ただし、UCI チームに登録された競技者で、シクロクロスの専門競技者(個人ランキングで 150 位以内)とされる者は、3 月 15 日から 4 月 15 日の期間も移籍が可能。
- 【トレーニー】 8 月 1 日から年末までの期間、各コンチネンタル・チームは 23 歳未満の競技者 2 名を下記条件の下に追加できる:
- 当該競技者はかつて UCI コンチネンタル・チーム、UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム、UCI ワールドチームのメンバーであったことがないこと;
 - コンチネンタル・チームは 8 月 1 日までに当該競技者の氏名を UCI に通知すること;
 - これら競技者は所属国内連盟の許可を得なければならず、この期間内にただ 1 つの UCI チームに加入することができる。

国際ライセンス

チーム監督と競技者は、2026 年に有効な国際ライセンスを取得しなければならない。

チーム・スタッフの資格

(公財)日本自転車競技連盟競技規則第8条の基準を満たすこと。国際ライセンスを所持すること。

保険

下記の危険性に対する、金額無制限かつ地域的制限のない(全世界無制限)、競技者のチームのための活動(レース、トレーニング、移動、プロモーション等)中に発生したすべての出来事をカバーする保険は義務付けられる。

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| 1. 民事責任 (競技者の) | 4. 本国送還 (無制限) |
| 2. 事故 (回復までの治療費) | 5. 死亡 (最低 100,000 ユーロ、競技者指名の受取人) |
| 3. 疾病 (治療費と国外での入院費) | |

銀行保証

銀行保証金額は、UCI規定に準じ、2026 年における給与等総額の 15%または 300 万円の、いずれか多い方の額とする。

銀行保証の期間は、継続登録チームにおいては 2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間とする。新規登録チームにおいては 2027 年 1 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間とする。

年間最低予算額

チーム活動の年間最低総予算額については、2027 年はコンチネンタルチーム 5,000 万円 デヴェロップメントコンチネンタル・チーム 2,500 万円とする

登録料

UCI に支払われるべき登録料： UCI コンチネンタル・チーム：6,500 ユーロ

UCI 女子コンチネンタル・チーム：6,500 ユーロ

JCF に支払われるべき登録料： UCI コンチネンタル・チーム：500,000 円

UCI 女子コンチネンタル・チーム：500,000 円